第二十二条第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条を第二十一条とし、第七章中第二十三条を第二十二条とする。

第二十四条中「行なわれた」を「行われた」に、「従前」を「従前」に改め、同条を第二十三条とし、第八章中第二十五条を第二十四条とする。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十、第百七十四条の二十一第一項及び第百七十四条の二十二第一項中「の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加える。

第百七十四条の二十三第一項中「の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加え、同条第三項中「の委員」の下に「（教育委員会にあつては、教育長及び委員）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第百七十四条の五十第一項第六号中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

第百七十四条の五十第二項第二号イ中「第十六条第一項に規定する教育長及び同法第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第四号中ホをヘとし、イからニまでをロからホまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長

第百七十四条の五十第三項第十九号中「第十七号及び第十八号」を「第十八号及び第十九号」に改める。

第百七十四条の五十五第三項中「第百七十四条の五十第一項第二十号」を「第百七十四条の五十第一項第二十三号」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十六条第一項に規定する教育長」を削る。

第二十三条第一項中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項に規定する教育長を除く。」を削る。

第二十三条の七及び第二十三条の八中「（同項に規定する教育長である組合員については、一）」を削る。

（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部改正）

第四条　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「委員、教育長」を「教育長、委員」に改める。

（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令の一部改正）

第五条　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第四条の四中「のうち」の下に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）による改正前の」を加える。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第六条　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二号中「第四条第二項第二号」を「第四条第三項第二号」に改める。

（公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の一部改正）

第七条　公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二十三条」を「第二十一条」に、「第二十四条の二第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第八条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第十九条第四項後段」を「第十八条第四項後段」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第一項の場合においては、第一条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第一章、第二章、第十四条及び第十五条の規定は適用せず、第一条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（以下この条において「旧令」という。）第一章、第二章及び第十四条から第十五条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧令第十五条中「第二十三条」とあるのは、「第二十一条」とする。

2　市町村の設置があった場合において、当該新たに設置された市町村の設置に伴い旧教育長（改正法附則第二条第一項の規定により在職するものとされた改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十六条第一項の教育委員会の教育長をいう。）の職を失うこととなった者が在職していた市町村については、新令第二十一条の規定は適用せず、旧令第二十二条の規定は、なおその効力を有する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第二条第一項の場合においては、第二条の規定による改正後の地方自治法施行令第百七十四条の二十、第百七十四条の二十一第一項、第百七十四条の二十二第一項並びに第百七十四条の二十三第一項及び第三項の規定は適用せず、第二条の規定による改正前の地方自治法施行令第百七十四条の二十、第百七十四条の二十一第一項、第百七十四条の二十二第一項並びに第百七十四条の二十三第一項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　改正法附則第二条第一項の場合においては、第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令第十八条、第二十三条第一項、第二十三条の七及び第二十三条の八の規定は適用せず、第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法施行令第十八条、第二十三条第一項、第二十三条の七及び第二十三条の八の規定は、なおその効力を有する。